

道の駅おおた交流センター指定管理者募集質問回答

太田市農業政策課

No.	質問事項	具体的な質問	回答
1	指定管理者募集要項の4頁 5. 施設の管理運営における基本事項 (5) 指定管理料等 太田市（以下「市」という。）は、市有施設の管理運営業務に係る一切の経費は負担しません。その他については別途協議をすることとします。	施設・設備の初期投資や修繕のため、利用料金とは別に資金を募って費用を補填することは可能でしょうか。 （例：助成金申請、賛同者や出資者の募集、クラウドファンディングの活用等）	資金の調達方法は特に定めがありません。質問で例に挙げている方法により費用を補填することは可能であると判断します。 なお、修繕については、1件50万円以上のものは市の責任で行うこととされています。（指定管理業務仕様書の15頁参照）
2	指定管理者募集要項の5頁 6. 応募手続き (1) 応募資格 指定管理者に応募できる団体は、指定管理期間中、安全かつ円滑に包括的管理ができる。 法人その他の団体（以下「団体等」という。）で、太田市に本店又は支店を有する団体等とします。 なお、「団体等」とは、株式会社、NPO法人、組合等の団体をいい、組織の形態は問いません。	太田市に本店又は支店を有する団体等と、市外に拠点を持つ有識者・団体等による1つの共同企業体として体制構築することは差し支えないでしょうか。	差し支えはありません。 ただし、提出する組織図には緊急時に対応できる市内の方を記載してください。
3	募集要項説明書の5頁 4. 提出書類(3) 事業者の概要に関する書類 ア 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類 ウ 事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類 エ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類 オ 法人にあっては、登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の住民票の写し カ 役員名簿 キ 納税証明書 ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類 ケ 誓約書（暴力団排除要綱に基づくものとする）	共同企業体での応募が問題ない場合、「募集要項説明書4(3)」に定める提出書類アイウエオカキクは代表企業の書類提出で認められますか。 追加書類・指定書式がある場合は、併せてご教示いただけますと幸いです。	共同企業体等で応募する場合は、下記の通りとしてください。 <u>代表者（団体）のみ・・・書類アイウエオカキク</u> ただし、書類ウの「事業計画書」に添付する「組織図・職員・勤務体制等」は、構成者（団体）の全てを記載し、それぞれの関係性を明らかにしてください。 <u>構成者（団体）すべて・・・書類ケ</u>
4	指定管理業務仕様書の6・7頁 4 指定管理者が行う主な業務 (2) 施設の利用許可等 ① 利用の受付 指定管理者はセンター内における農畜産物、物産・加工品及びケータリングカーでの飲食物等販売につき、所定の手続きをもって利用の申請を受付けることとする。 ② 審査及び利用許可 審査受付後、施設の利用者としてふさわしいかを審査し、利用が適当と認められるときは、利用の許可を与えるものとする。 以下に該当すると認められる場合は、利用を許可することはできない。 ・ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・ 施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 ・ 所定の許可・認可を受けていないとき。 ・ その他指定管理者が施設の管理上支障があると認められるとき。	「指定管理者はセンター内における農畜産物、物産・加工品及びケータリングカーでの飲食物等販売につき、所定の手続きをもって利用の申請を受付けることとする。」について、利用可能な範囲は、施設敷地内のすべてと認識して差し支えないでしょうか。	道の駅おおたの敷地は「市有地」と「国有地」があります。 国有地は、営利目的でなくとも行事等を行う場合は、国土交通省の許可が必要になります。その範囲を「4. 配置図・案内図」に明記しましたのでご覧ください。 市有地においては、指定管理者が利用の申請を受付けることになります。ただし、建物内の観光交流コーナーと多目的休憩コーナーで営利目的の事業をすることは、現在のところ認められていません。また、建物前のインターロッキング西側半分は車両対応になっておりません。ケータリングカーを置くためには、地盤を含めた改良工事が必要となります。この範囲については「5. 建物平面図」に明記しましたのでご覧ください。

道の駅おおた交流センター指定管理者募集質問回答

太田市農業政策課

No.	質問事項	具体的な質問	回答
5	指定管理業務仕様書の7頁 4 指定管理者が行う主な業務 (3)利用料金の収受等 ①利用料金の収受 本施設は、利用料金制を導入するため、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。 なお、利用料金の額は、条例で定めるものとする。 ②利用料金の減免 利用料金を減免し、又は免除する場合は、あらかじめ市長の定める基準により行うものとする。 ③帳簿の作成 利用許可に基づき収受した利用料金について帳簿を作成するものとする。	「利用料金の額は、条例で定めるものとする。」について、指定管理受託後、新たな料金テーブルの設定を協議することは可能でしょうか。 使用料に関連して、農産物・加工品・その他（市内/市外）の利用件数をご教示いただけましたら幸いです。	道の駅おおたに新たな料金テーブルを設定するためには、条例が改正されることが条件となります。そのことで、指定管理者と農業政策課が事前に協議することは可能です。 道の駅おおたの出荷者件数は以下のとおりです。 農畜産物 市内93件 市外27件 合計120件 特産加工品 市内82件 市外79件 合計161件 ケータリング 市内13件 市外12件 合計25件
6	指定管理業務仕様書の11頁 5 業務基準 (4)再委託 ①指定管理者は、仕様書で規定する業務の全部又は一部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ②指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市の承諾を得なければならない。 ③市は、指定管理者に対して、指定管理者が業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。	施設敷地内の一部を区画とし、テナントを誘致のうえ一部業務を委託することは可能でしょうか。	仕様書で規定する業務の再委託については原則としては認められていませんが、委託内容により市が適正と判断した場合は、再委託は認められます。 具体的な計画があれば農業政策課にご相談ください。
7	その他	「道の駅おおた交流センター」の直近3年間の財務状況がわかるデータをご教示いただけますと幸いです。 （施設の運営費・維持管理費・機器類の保守点検費・修繕費等の支出、売上概況） 過去にリニューアルやレイアウト変更を行われた経緯があれば、背景等をご教示ください。	道の駅おおたの収支状況等について、以下のとおり回答いたします。 【過去3年度の収支状況】 ①収入合計 ②支出合計 ③事業収支 令和7年度 ①②③は、令和8年7月の都市産業委員会終了後に公開 令和6年度 ①139,958,138円 ②141,686,695円 ③△1,728,557円 令和5年度 ①123,684,086円 ②128,319,896円 ③△4,635,810円 【過去3年度のレジ売上げ】 ①年間のレジ売上げ、②年間のレジ通過人数、③一人あたりの平均購入額 令和7年度 ①359,054,675円 ②241,152人 ③1,489円 令和6年度 ①355,371,062円 ②240,906人 ③1,475円 令和5年度 ①338,496,481円 ②238,317人 ③1,420円 【電気料金】 電気料の契約金額：16.56円/kwh～17.43円/kwh（電気料金：約35万円/月） 【国や市の費用負担】 国有地に設置してあるトイレ棟や照明等の設備は、国土交通省または太田市の費用で維持管理を行っています。 （参考）現在、太田市が負担している費用 水道料金、受水槽・浄化槽点検清掃、施設清掃、POSレジ賃貸料（道の駅）、修繕（道の駅含む）など 約1,500万円/年 【その他】 大規模なレイアウトを変更した実績はありません。なお、道の駅おおたのリニューアルについて、太田市は検討していますので、指定管理者に選定された方は、今後の道の駅おおたの発展のため、太田市との協議をお願いいたします。